

事務連絡  
令和5年4月27日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う  
各種母子保健事業に係る事務連絡の廃止について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されるに当たって、各種母子保健事業については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う各種健診等における対応について」（令和5年4月27日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長、がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長、こども家庭庁成育局母子保健課長、支援局虐待防止対策課長連名通知）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）も参考に、適切な実施をお願いしたところです。

これに伴い、下記事務連絡についても廃止するとともに、これまで「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」（令和2年5月7日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）に基づき当課にてとりまとめておりました「都道府県における妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧」についても掲載を終了いたしますので、お知らせいたします。

なお、妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策の一環として作成しておりました別添「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策～妊婦の方々へ～」リーフレットについては、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等に係る対応について（依頼）」（令和5年3月31日付厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課、子ども家庭局母子保健課事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が令和5年9月30日までとされていることと合わせて、本年9月末をもって廃止を予定しております。

また、産後ケア事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業、不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査事業及び幼児健康診査個別実施支援事業の5月8日以降の取扱い等については、追ってご連絡いたします。

## 記

### 【令和5年5月8日付で廃止する事務連絡】

- 1 「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」（令和2年4月1日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 2 「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い出産に不安を抱える妊産婦の方々への配慮について」（令和2年4月24日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 3 「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」（令和2年5月7日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 4 「新型コロナウイルス感染症に伴う乳幼児健診の実施に係る周知について」（令和2年6月8日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 5 「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和3年1月8日時点）」について（令和3年1月8日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）

以上

#### 【連絡先】

成育局母子保健課

(TEL:[03-6859-0041](tel:03-6859-0041))